

知ってる？松本のたから「ゴマシジミ」

わたしたちの松本市には、「ゴマシジミ」という希少なチョウが生息しています。昔はどこにでもいたのですが、生息環境の変化や過剰な採取により、環境省によって「国内希少野生動植物種」に指定されるまでに数が減少してしまいました。

絶滅のおそれがあるため、環境省や県のレッドリストにも記載されています。

また、平成 25 年には「奈川のゴマシジミ」として、市の特別天然記念物に指定されました。

写真提供：丸山 潔氏

どんなチョウなの？

ゴマシジミは、「シジミチョウ」の仲間でもとても小さなチョウです。羽の色にはいろんなタイプがあります。

生息場所 里山の草地（本州中部亜種）
※現在は奈川地区と長野市浅川地区のみ

体の特徴 羽の裏側にゴマのように見える小さな斑点(はてん)がある

大きさ・色 ぜんしちょう 前翅長：18～24mm
しひょう 翅表：青～黒色



※前翅長…はねを広げた時の前のはねの長さ
※翅表…はねのおもて



青色のタイプ



黒色のタイプ



中間色のタイプ

生活サイクル

写真提供：丸山 潔氏

ゴマシジミは、下の図のような生活サイクルで暮らしています。



～アリとの共生～

ゴマシジミは「シワクシケアリ」などの特定のアリと共生しています。アリはゴマシジミが出すみつがほしいため、ゴマシジミの幼虫を巣へ連れて行きます。ゴマシジミはアリの幼虫を食べて育ちますが、体のおいをアリに似せるため、アリは仲間だと思いつき、ゴマシジミを攻撃することはありません。

希少性

ゴマシジミは、県内では2箇所で見ることのできない希少なチョウです。

そのため、次の指定などを受けています。

レッドリスト 環境省版：絶滅危惧 IA類(2017年版)
長野県版：絶滅危惧 IB類(2015年版)

条例など 環境省：国内希少野生動植物種(H28)
長野県：指定希少野生動植物(H28)
松本市：特別天然記念物(H25)

※ここでは、松本市に生息している「本州中部亜種」のゴマシジミについての説明をしています。

～レッドリスト～

絶滅のおそれのある野生生物のリストです。環境省が作成したもののほか、長野県や市町村などが独自に作成したものもあります。

絶滅のおそれのある程度に応じて、ランク付けされています。

- ・絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
- ・絶滅危惧B類・IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

～条例など～

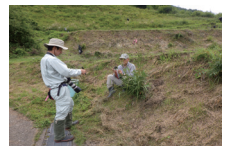
絶滅のおそれのある野生動植物を守るため、法律や条例などが定められています。

- ・国内希少野生動植物種…「種の保存法」
- ・指定希少野生動植物…「長野県希少野生動植物保護条例」
- ・特別天然記念物…「松本市文化財保護条例」

ただいま、調査中！

ゴマシジミの生態については、まだわからないこともたくさんあります。

そのため、松本市ではゴマシジミの保護に役立つよう、継続的に調査を行っています。



調査の様子(平成29年)

「ゴマシジミ」を守るには

「奈川のゴマシジミ」は地域の方々をはじめ、多くの皆さんの努力によって守られてきました。希少なゴマシジミを守っていくには、今後どうしたらよいのでしょうか。

ゴマシジミ保護の三か条

ゴマシジミを知る

まずは、私たちがゴマシジミについて知ることが重要です。生態に謎の多いゴマシジミですが、特定の植物やアリがいないと生息していけないことがわかっています。そうした環境も含めて理解する必要があります。



採らない・採らせない

ゴマシジミを守るには、「採らない・採らせない」という意識も大切です。奈川地区では、ゴマシジミが採取されないよう、看板を立てるなどの取組も行っています。



多様な環境を守る

奈川地区のゴマシジミは、農林業の舞台である「里山」の多様な環境の中で生息してきました。成虫がみつを吸う花、卵を産むワレモコウ、幼虫が共生する特定のアリなどが成育できる、ゴマシジミにとって必要な里山の多様な環境を守っていくことが重要です。



ゴマシジミの生息する「奈川」



奈川地区の紅葉



奈川地区の里山



奈川は歴史と文化が今も息づく、素朴で心が温まる風情を残す地区です。四方を乗鞍岳などの山々に囲まれた、のどかな集落が広がっています。かつては野麦峠を越えて工女たちがここを行き来し、師走の頃になると、松本平に『年取魚』を運ぶブリ街道として使われました。

お問い合わせ

松本市 環境部 環境保全課 環境保全係
☎ 0263-34-3267 E-mail kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp

ゴマシジミの調査およびこの資料の作成は「平成29年度 長野県 地域発元気づくり支援金」により実施しました。

ゴマシジミを採取すると、「種の保存法」により、五年以下の懲役もしくは五百万円以下の罰金（個人）、一億円以下の罰金（法人）が科されることがあります。

平成30年3月30日作成